

第 5 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会

平成 1 6 年 2 月 1 8 日 (水)

浜坂町・温泉町合併協議会

第5回浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成16年2月18日(水)

13:30～

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第21号	地方税の取扱い(その1)について
協議第22号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第23号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
協議第24号	新町建設計画(その3)について
協議第11号(継続)	新町の名称について

5 その他

(1) 第6回協議会の開催について

① 日時 平成16年3月17日(水) 13:30～

② 場所 温泉町夢ホール

③ 協議事項

- ・ 国民健康保険事業の取扱いについて
- ・ 介護保険事業の取扱いについて
- ・ 新町建設計画(その4)について

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

協 議 第 2 1 号	地方税の取扱い(その1)について	P 1 ~ P 9
協 議 第 2 2 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 1 0 ~ P 1 6
協 議 第 2 3 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 1 7 ~ P 2 5
協 議 第 2 4 号	新町建設計画(その3)について	P 2 6 ~ P 3 4
協議第11号(継続)	新町の名称について	P 3 5 ~ P 3 7

協議第 2 1 号

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について提出する。

平成16年2月18日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	9	地方税の取扱い(その1)について
<p>1. 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、特別土地保有税については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 国民健康保険税については、新町において均一課税とする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	9 地方税の取扱い(その1)	税務部会
協議細目	地方税の取扱い(入湯税除く)	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併に伴い、その地方税の税目や税率その他賦課徴収に関し、新たに条例を制定する必要があります。(地方税法第3条)</p> <p>なお、従前の区域において税率等が著しく異なっているとき、合併後直ちに全区域にわたり均一の課税をすることが、かえって著しく均衡を欠くと認められる場合には、合併後5ヶ年に限り不均一の課税をすることができる特例があります。(合併特例法第10条)</p> <p>2町を比較をすると、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、税率、納期とも相違がなく、現行のまま新町に引き継ぐことが適当です。</p> <p>国民健康保険税については、税率及び賦課割合が異なっているが、新町においては、医療費の動向に見合う税率に統一し、賦課割合を標準割合の応能：50、応益：50とすることが適当です。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 国民健康保険税については、新町において均一課税とする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	9 地方税の取扱い(その1)	税務部会
協議細目	地方税の取扱い(入湯税除く)	
3. 事務事業現況比較表		
項目	浜坂町	温泉町
1. 個人町民税		
納期	1～4期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	1～4期 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで
税率	均等割 税率 標準税率 2,000円/年 非課税基準 扶養無 280,000円 扶養有 280,000円×(扶養人数+1) +192,000円 所得割 税率 標準税率 非課税基準 扶養無 350,000円 扶養有 350,000円×(扶養人数+1) +360,000円	均等割 税率 標準税率 2,000円/年 非課税基準 扶養無 280,000円 扶養有 280,000円×(扶養人数+1) +192,000円 所得割 税率 標準税率 非課税基準 扶養無 350,000円 扶養有 350,000円×(扶養人数+1) +360,000円
2. 法人町民税		
税率	均等割 標準税率 法人税割 100分の12.3(標準税率)	均等割 標準税率 法人税割 100分の12.3(標準税率)
3. 固定資産税		
納期	1～4期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで	1～4期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月28日まで
税率	課税標準額の1.4%(標準税率)	課税標準額の1.4%(標準税率)
免税点	土地 30万未満 建物 20万未満 償却資産 150万未満	土地 30万未満 建物 20万未満 償却資産 150万未満
4. 軽自動車税		
納期	賦課期日 4月1日 納期 4月1日から4月30日まで	賦課期日 4月1日 納期 4月1日から4月30日まで
税率	標準税率	標準税率
5. たばこ税		
納期	毎月末まで(前月分納付)	毎月末まで(前月分納付)
税率	標準税率	標準税率
6. 鉱産税		
納期	毎月末まで(前月分納付)	毎月末まで(前月分納付)
税率	標準税率	標準税率

事務事業調整報告書

協議項目	9 地方税の取扱い(その1)	税務部会
協議細目	地方税の取扱い(入湯税除く)	
3. 事務事業現況比較表		
項目	浜坂町	温泉町
7. 特別土地保有税 納期 税率	地方税法のとおり 標準税率	地方税法のとおり 標準税率
8. 国民健康 保険税 税率	【医療分】 所得割 7.48% 資産割 40.45% 均等割 26,640円 平等割 22,520円 【介護分】 所得割 1.07% 資産割 8.49% 均等割 7,100円 平等割 3,850円	【医療分】 所得割 6.07% 資産割 31.04% 均等割 25,500円 平等割 24,200円 【介護分】 所得割 0.94% 資産割 7.51% 均等割 6,800円 平等割 4,000円
賦課 限度額	【医療分】 530,000円 【介護分】 80,000円	【医療分】 530,000円 【介護分】 80,000円
応能・ 応益割	【医療分】 応能 所得割 41.0% 資産割 12.0% 応益 均等割 33.5% 平等割 13.5% 【介護分】 応能 所得割 41.0% 資産割 12.0% 応益 均等割 33.5% 平等割 13.5%	【医療分】 応能 所得割 40% 資産割 10% 応益 均等割 35% 平等割 15% 【介護分】 応能 所得割 40% 資産割 10% 応益 均等割 35% 平等割 15%
納期	1～6期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 第5期 1月1日から同月31日まで 第6期 3月1日から同月31日まで	1～6期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 第5期 1月1日から同月31日まで 第6期 3月1日から同月31日まで

地方税の取扱いに関する法令

【地方税法（抜粋）】

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継）

第8条の2 市町村の廃置分合があった場合においては、当該廃置分合により消滅した市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続きは、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続き及び承継市町村に対してした申告、不服申し立てその他の手続きとみなす。

（個人の均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

（法人等の均等割の税率）

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法 人 等 の 区 分	税 率
2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
5 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
6 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
7 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円

8 資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
9 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 5万円

- 2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(所得割の税率)

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によって課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。

200万円以下の金額	100分の3
200万円を超える金額	100分の8
700万円を超える金額	100分の12

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

(固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 固定資産税額(第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

(軽自動車税の標準税率)

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。(以下省略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

- 2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(たばこ税の課税標準)

第467条 たばこ税の課税標準は、第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係るたばこの本数とする。

(たばこ税の税率)

第468条 たばこ税の税率は、1000本につき2,743円とする。

附則

(市町村たばこ税の税率の特例)

第30条の2 平成15年7月1日以降に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、1000本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以降に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項の規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1000本につき1,412円とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第473条(要旨) 卸売販売業者等は、毎月1日から月末までの間の課税標準数値、税額などを申告書に記載し、それを翌月末日までに市町村長に提出するとともに、その申告した税金を納付します。なお、一定の要件を備えるものとして総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等は、3ヶ月分の申告書をまとめて提出し、税金を納付することができる。

(鉱産税の税率)

第520条 鉱産税の標準税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、100分の0.7とする。

(特別土地保有税の課税標準)

第593条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価格とする。

(特別土地保有税の税率)

第594条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

(特別土地保有税の免税点)

第595条

- (2) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。) 5,000m²
- (3) その他の市町村の区域 10,000m²

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、～省略～)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2項に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とする。

3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第8条の2に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1)(2) - 省略 -

4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15

【市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）】

（地方税に関する特例）

- 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は均一の課税をすることができる。
- 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号八の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

地方税の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調 整 方 針
朝来市	<p>1. 税率等の取扱い（国民健康保険税を除く）</p> <p>(1) 個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税は4町に相違がないため市税として現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 入湯税については合併時に再編し、市税として条例を制定する。税率は標準税率の1人1日150円とする。</p> <p>(3) 特別土地保有税の課税対象面積を5,000㎡以上に統合する。</p> <p>2. 国民健康保険税の税率等の取扱いについて</p> <p>(1) 基礎課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。基礎課税額の税率は、医療費に見合う税率を定める。</p> <p>(2) 介護納付金課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 介護納付金課税額の税率は、介護給付金に見合う税率を定める。</p> <p>(3) 算定の方法は、仮算定を採用する。</p> <p>(4) 納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、4町に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>(5) 軽減については、4町に相違がないため現行のとおりとする。</p>
養父市	<p>1. 個人町民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 固定資産税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 軽自動車税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>4. たばこ税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>5. 特別土地保有税については、八鹿町の例による。</p> <p>6. 鉱産税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>7. 法人町民税については、養父町、大屋町、関宮町の例による。</p> <p>8. 入湯税については、八鹿町の例による。ただし、課税免除については、養父町、大屋町の例により調整する。</p> <p>9. 納期については、次のとおりとする。 ア 個人町民税については、八鹿町、養父町、大屋町の例による。 イ 固定資産税については、養父町、関宮町の例による。 ウ 軽自動車税については、八鹿町、関宮町の例による。</p>
丹波市	<p>各税の納期は、地方税法に定める納期とする。但し、固定資産税の第1期納期を5月とし、国民健康保険税の納期は10期（6月～3月）とする。</p> <p>(1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。</p> <p>(2) 市民税の法人税割の税率は、地方税法に定める標準税率（12.3%）とする。 但し、新市計画の教育施設等の充実に関する施策によっては超過税率を適用する場合もある。</p> <p>(3) 資産税の家屋評価方式の需給事情による補正は廃止する。土地評価方式は順次路線価方式に移行する。</p> <p>(4) 軽自動車税は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) たばこ税は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 鉱産税は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 特別土地保有税免税点は地方税法によるものとする。但し、都市計画の区域指定の有無の影響を受けるため、都市計画の整備区域指定の考え方に基づく対応をする。</p> <p>(8) 入湯税は課税免除規定を取り入れた条例を制定する。</p> <p>(9) 都市計画税は、都市計画事業構想にあわせ課税対応するものとする。</p> <p>(10) 国民健康保険税は、新市において均一課税とする。</p> <p>(11) 合併年度は旧町の取扱いによる。</p>

協議第 2 2 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 8 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

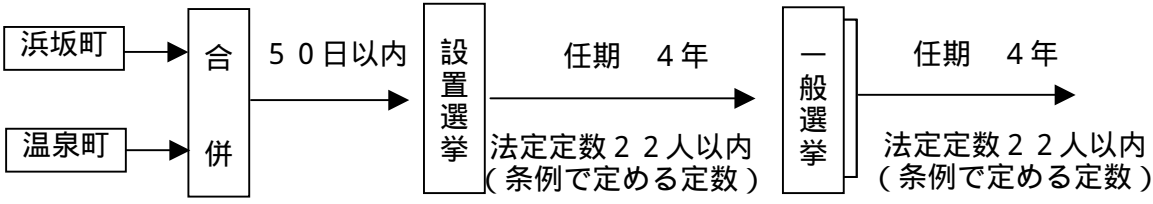
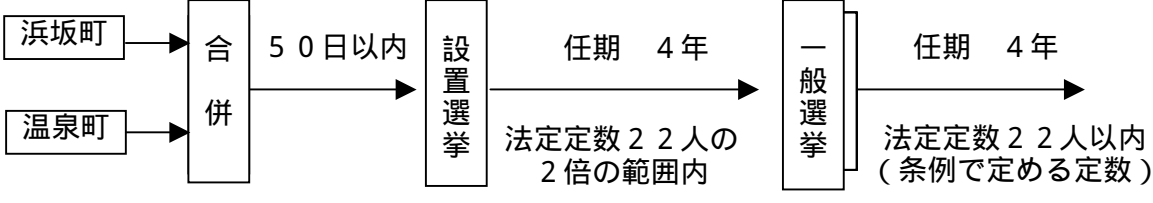
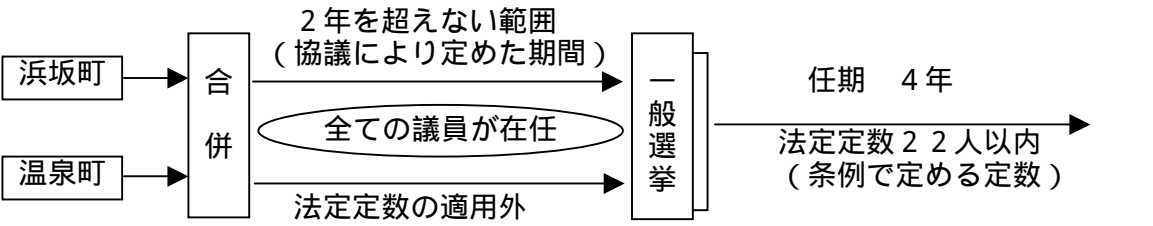
協定項目	7	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>選挙区は 1 選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は 2 0 人とする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
協議細目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>新設合併の場合、議会の議員は全て失職となり、首長と同様、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなります。</p> <p>地方自治法第91条第1項に定める議員の定数は、人口の増加に従い人口1人当たりの数が少なくなるよう定められているため、合併前の議員の定数の合計数と比較し、合併後の定数は著しく少なくなります。</p> <p>しかしながら、合併という特殊な事情を勘案すると、すぐには原則通りの定数によりがたい場合があります。</p> <p>2町合併の場合、現在34人の議員数が、合併後の法定定数は22人のため、一時に12人減ることとなります。</p> <p>このため、合併特例法で、激変緩和的な措置として特例が定められています。</p> <p>一つは、「定数特例」で、合併後50日以内に行われる設置選挙において、法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるとされています。</p> <p>もう一つは、「在任特例」で、合併後2年を超えない範囲で引き続き議員として在任できることとされています。</p> <p>また、選挙区についても変更となるため協議しておく必要があります。</p> <p>いずれの制度を適用するにしても、合併の理念を念頭に置き選択する必要がありますが、合併直後の大切な時期に町長、議会議員とも不在になることは望ましくありません。</p> <p>従って、合併後の過渡期における新町の予算編成、執行及び新町建設計画の事業実施については、合併調整に熟知した議員が責任をもって審議することが、その実効性をより高めることができると考えられるため、一定期間在任することが望ましいと考えます。</p> <p>在任期間については、前記の理由から鑑みて、旧町からの引き継ぎを含む新町決算の認定後となる10月末までとすることが適当であります。</p> <p>新町における議員の定数については、法定定数は22人が上限であるが、現行においても法定定数を下回っており、近隣市町の現状や人口、面積などを勘案すると、20人とすることが適当であります。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
協議細目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
<p>3. 定数及び任期の取扱いにかかる措置</p> <p>合併に伴う議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、地方自治法又は合併特例法の適用により、次のいずれかの制度を選択することとされています。</p> <p>地方自治法の原則を適用 (地方自治法第91条、93条)</p>  <pre> graph LR A[浜坂町] --> B[合併] C[温泉町] --> B B -- "50日以内" --> D[設置選挙] D -- "任期 4年" --> E[一般選挙] D --- F["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"] E -- "任期 4年" --> G["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"] </pre> <p>合併特例法の定数特例制度を適用 (合併特例法第6条)</p>  <pre> graph LR A[浜坂町] --> B[合併] C[温泉町] --> B B -- "50日以内" --> D[設置選挙] D -- "任期 4年" --> E[一般選挙] D --- F["法定定数 22人の 2倍の範囲内"] E -- "任期 4年" --> G["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"] </pre> <p>合併特例法の在任特例制度を適用 (合併特例法第7条)</p>  <pre> graph LR A[浜坂町] --> B[合併] C[温泉町] --> B B -- "2年を超えない範囲 (協議により定めた期間)" --> D[一般選挙] B --- E["全ての議員が在任"] B --- F["法定定数の適用外"] D -- "任期 4年" --> G["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"] </pre>		

事務事業調整報告書

協議項目	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
協議細目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	

4. 事務事業現況比較表（定数及び任期）

区 分	浜坂町	温泉町	合 計	備 考
法定定数	22人	18人	40人	
条例定数	18人	16人	34人	
現 員	18人	16人	34人	
任 期	H15.4.30 ~ H19.4.29	H14.9.13 ~ H18.9.12		

5. 近隣市町等の定数状況

市町名	人口（国調）	面 積	法定定数	条例定数
浜坂町・温泉 町合併協議会	18,601 人	241 m ²	22 人	- 人
日高町	18,410	150	22	18
和田山町	17,051	112	22	18
氷上町	19,299	110	22	18
上郡町	18,419	150	22	18
新宮町	17,363	100	22	18
養父市	30,110	423	26	22
篠山市	46,325	378	26	22
朝来市	36,069	403	26	26
丹波市	72,862	493	30	30

参考資料 1

議会の議員の定数及び任期に関する法令

【地方自治法（抜粋）】

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

（1）～（2） - 略

（3）人口5千以上1万未満の町村 18人

（4）人口1万以上2万未満の町村 22人

（5）人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

（6）～（11） - 略 -

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（議員の任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

【公職選挙法（抜粋）】

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

【市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）】

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

（1）新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（2） - 略 -

参考資料 2

議会の議員の定数及び任期の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調整方針
朝来市	<p>4町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定を適用し、合併後、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 在任期間終了後の議員定数については、法定数の26人とする。</p>
養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1．任期については、在任特例を適用し平成16年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2．在任期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし、議員の定数は22人とする。 3．議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。
丹波市	<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。</p>
篠山市	<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会議員として在任する。</p>

協議第 23 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 18 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
<p>1 . 農業委員会の委員については、新町に 1 つの農業委員会を置き、2 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 . 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。但し、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>3 . 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、17 人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町 8 人、温泉町 9 人とする。選任による委員は、議会推薦は 4 人とし、農業団体推薦委員 1 人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併に伴い2町の農業委員会の委員（選挙及び選任による）は全て失職となるため新たに選ぶ必要がありますが、選挙による委員については、合併後1年を超えない範囲で在任することができる特例措置が設けられています。（合併特例法第8条第1項）</p> <p>また、1自治体に1つの農業委員会が原則であります。合併が行われた場合には、旧町の区域ごとに委員会を置くことができる特例もあります。（農委法第34条第1項）</p> <p>なお、1つの農業委員会の場合でも、特に必要があると認められるときは、条例で、2つ以上の選挙区を設けることができることとなっています。（農委法第10条の2第2項）</p> <p>現況を比較すると、2町の農業委員会のうち選挙委員27名、議会推薦委員7名、農業団体推薦委員2名、併せて36名であり、選挙・選任委員数及び任期が異なっているため、次のことについて検討の上、調整を行いました。</p> <p>合併直後の円滑な事務処理を行うため、合併後の一定期間に限り、引き続き委員として在任することとする。</p> <p>任期については、多くの市町村がそうであるように全国農業委員会統一選挙にあわせ平成17年7月19日までとすることが適当である。</p> <p>2町の農業の特性を反映させるためには、選挙区制の導入が適当である。</p> <p>選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区に配分する。</p> <p>それぞれの選挙区定数については、委員会の役割や農家代表であるという特性から鑑みて、農地面積・農家戸数の比率等を加味し、バランスのとれた選挙委員数とすることが望ましいため、基礎定数を浜坂町5人、温泉町5人とし、残り7人を農地面積、農家戸数により2町で按分することが適当である。</p> <p>選任による委員は議会推薦の法定数が5人以下であるため、法定範囲内の4人とし、農業団体推薦委員は管内の農業協同組合から1人とする。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。但し、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>(3) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。</p> <p>選任による委員は議会推薦は4人とし農業団体推薦委員1人とする。</p> <p>合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	

3. 委員の任期と合併特例法の適用について

区 分	平成16年			平成17年					平成18年		
	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3
合併特例法				合併後1年を超えない範囲内で当該協議で定める期間							
浜坂町	平成15年7月13日 ～平成18年7月12日			在任特例 新町 在任特例			新委員 平成17年7月20日 ～平成20年7月19日				
温泉町	平成15年5月1日 ～平成18年4月30日										
3/1合併 ～7/19 7/20～ 選挙											

※合併期日を平成17年3月1日とし、在任特例による任期を平成17年7月19日までとした場合

4. 選挙区導入による選挙区定数について

<選挙委員定数17人、各町の基礎定数5人、残り7人を按分とする場合>

① 7人を経営耕地面積により按分した場合

選挙区	面積 (ha)	割合	理論数値	定員数 (人)
浜坂町	432	0.439	3.07	3
温泉町	552	0.561	3.93	4
計	984	1.00	7.00	7

② 7人を農家戸数により按分した場合

選挙区	戸数 (戸)	割合	理論数値	定員数 (人)
浜坂町	754	0.404	2.83	3
温泉町	1,112	0.596	4.17	4
計	1,866	1.000	7.00	7

※ 経営耕地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	

5. 事務事業現況比較表（定数及び任期）

項目	区分		浜坂町	温泉町	合計
定数及び 現 員	選挙	農委法定数	20人	20人	40人
		条例定数	15人	12人	27人
		現 員	15人	12人	27人
	選任	法第12条1号 (農協推薦委員)	1人	1人	2人
		法第12条2号 (議会推薦委員)	4人	3人	7人
	合 計		20人	16人	36人
任 期	選挙委員		H15. 7. 13 ～H18. 7. 12	H15. 5. 1 ～H18. 4. 30	
	選任委員		H15. 7. 13 ～H18. 7. 12	H15. 5. 20 ～H18. 4. 30	
農地面積・ 農家戸数等	町の面積(km ²)		102.98	138.02	241
	経営耕地面積(ha)		432	552	984
	農家戸数(戸)		754	1,112	1,866
	農委有権者数(人)		1,414	2,870	4,284

※ 経営耕地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

※ 農委有権者数は、平成15年1月1日現在の有権者数

6. 近隣市町の定数状況

市町名	経営耕地面積 (ha)	農家戸数 (戸)	選挙人名簿登 録者数(人)	委員定数(人)	
				選挙	選任
浜坂町・温泉 町合併協議会	984	1,866	4,284	-	-
新宮町	670	1,324	4,946	15	6
福崎町	702	1,528	3,378	16	6
社 町	1,496	1,799	4,426	16	6
日高町	1,117	1,829	3,665	16	3
山崎町	908	1,982	6,618	16	6
稲美町	1,521	2,207	4,638	21	4

※ 経営耕地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

※ 委員定数は、平成14年5月1日現在

参考資料 1

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

【農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）（抜粋）】

（設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人
- 2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

【農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年3月31日政令第78号）（抜粋）】

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

基準農業者数：一定規模(10アール)以上の農地につき耕作を営む農家世帯数および農業生産法人の数の合計

【市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその

各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34四条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調 整 方 針
朝来市	<p>新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>在任期間終了後の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>なお、農業委員会の組織体制を早期に確立させるため、農業委員会総会（4月中旬）までに議会推薦委員、農業団体推薦員を確定する。</p>
養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1．任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任する。 2．新市の農業委員会は1つの委員会とし、在任期間終了後、最初に行われる委員の選挙は1選挙区とし、選挙による委員の定数は30人とする。 3．歳費については、在任期間中は旧町の歳費を基本に所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については新市において決定する。
丹波市	<p>農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>ただし、定数は町ごとに次の数を上回らないものとする。</p> <p>柏原町9名 氷上町14名 青垣町14名 春日町15名 山南町14名 市島町14名</p>
篠山市	<p>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>

協議第 2 4 号

新町建設計画（その 3）について

将来の人口・世帯、地域の基本的構成について提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 8 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	6	新町建設計画（その 3）について
将来の人口・世帯、地域の基本的構成について、別紙のとおり提出する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

2. 将来の人口・世帯

新町の将来の人口・世帯は、次のように設定します。

(1) 人口

総人口

新町の総人口の推移をみると、今後も減少する傾向にありますが、2町合併の効果を生かし、また、新町の振興を図る施策が盛り込まれた新町まちづくり計画に取り組むことにより、平成26年における人口を、概ね18,000人に想定します。

年齢別人口

年齢別人口については、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少が続き、総人口に対する構成比も低下する見通しです。

老年人口(65歳～)については増加し、総人口に対する構成比も高くなることが想定され、平成26年では約30%になる見通しです。

人口・世帯数の見通し

(単位：人、世帯)

区 分	国勢調査			見通し
	平成2年	平成7年	平成12年	平成26年
総人口(人)	20,226	19,629	18,601	18,000
年少人口	4,087	3,537	2,906	2,520
0～14歳人口(%)	20.2%	18.0%	15.6%	14.0%
生産年齢人口	12,200	11,526	10,662	10,080
15～64歳人口(%)	60.3%	58.7%	57.3%	56.0%
老年人口	3,939	4,566	5,033	5,400
65歳～人口(%)	19.5%	23.3%	27.1%	30.0%
世帯数(世帯)	5,511	5,587	5,565	5,700
1世帯当人員	3.7	3.5	3.3	3.2

就業人口

就業人口については、平成26年で9,200人程度になる見通しです。

産業分類別では、第1次産業、第2次産業に就業する人口が減少し、第3次産業の就業人口が増加する傾向が続くものと予想され、平成26年では第1次産業の就業する人口の構成比が13.9%、第2次産業が31.0%、第3次産業が55.1%になる見通しです。

産業別就業人口の見通し

(単位：人)

区 分	国勢調査			見通し
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 26 年
総就業人口(人)	10,217	10,166	9,217	9,200
就業人口比率	50.5%	51.8%	49.6%	51.1%
第 1 次産業(人)	2,015	1,902	1,289	1,280
	19.7%	18.7%	14.0%	13.9%
第 2 次産業(人)	3,256	3,086	2,947	2,850
	31.9%	30.4%	32.0%	31.0%
第 3 次産業(人)	4,936	5,144	4,937	5,070
	48.3%	50.6%	53.6%	55.1%

(2) 世帯数

世帯数は、平成 26 年では 5,700 世帯となる見通しです。1 世帯当たりの人員は、従来から減少が続いており、また、核家族化の傾向が続くことが予想され、3.2 人となる見通しです。

3 . 地域の基本的構成

(1) 新町の広域的な役割

新町は、国内、また近畿圏等において、次の重要な広域的役割を担っており、今後もさらにその役割を果たすことが求められています。

豊かな自然環境に育まれた美しいふるさとづくり地域

当地域の内陸部は 1,000m級の高原地域、平野部は日本海に面する広大なエリアで、自然との調和が図られた農山漁村が共存する多自然型居住地域であり、自然度の高い環境を生かした美しいふるさとづくりの先導的な役割を担っています。

海、山、温泉を活用した健康保養・集客地域

当地域は、高原、日本海に至る雄大な自然環境を有し、年間約 130 万人の入込客や多くの交流人とのふれあいが展開されています。特に、優れた泉質、湧出量を持つ温泉郷が連なり、夏は海水浴、冬はスキーと多彩な観光・レクリエーションの一大拠点となり、年間を通して域内外の人々の健康・保養活動が展開され、健康の増進と生きがいを育む役割を担っています。

近畿と山陰の日本海連携拠点地域

当地域は、近畿と山陰の結節点であり、歴史・風土、文化、産業が相互に密接に関連するなかで、近畿と山陰の連携を促進する拠点地域であり、また、鳥取市と豊岡市の中間にも位置し、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道等の交流基盤の強化によって日本海国土軸及び T・TAT 地域連携軸形成の重要な役割を担っています。さらに、環境負荷が低く、高齢者や児童・生徒等の大量輸送に優れる鉄道利用では、京阪神地域へ豊岡方面と鳥取方面の 2 ルートでのアクセスが可能であり、災害時等における移動の優位性も併せもった地域です。

魅力ある食文化を提供し創造する良質で安全な食糧生産供給地域

日本海沿岸有数の漁獲量を誇る漁港を有し、松葉ガニ、スルメイカ、ハタハタ等日本を代表する海の幸や但馬牛などのブランド、高原野菜、二十世紀梨などの特産生産、水産加工、但馬杜氏などの技術力を生かし、豊かな食文化を育み、良質で安全なタンパク源である海産物をはじめ多種多彩な食糧の生産供給地域としての役割を担っています。

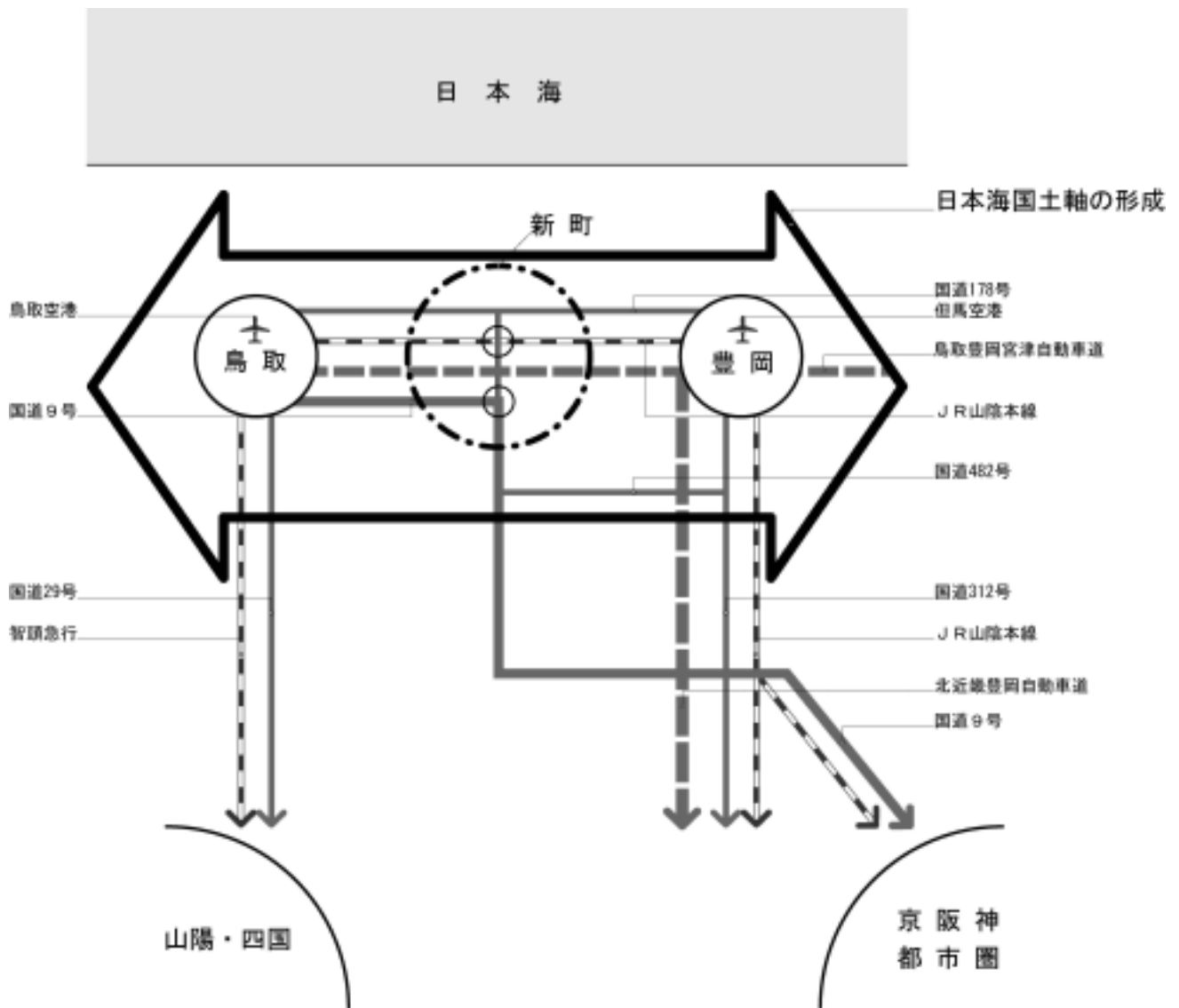
世界自然遺産の登録推進や歴史的学術文化を保護、継承し、自然との共生を展開する地域

国立、国定、県立自然公園が連なる環境のなかで、自然とのふれあい、共生を学ぶ貴重な役割を担っています。また、浜坂の波蝕海岸地形など、地質学、景観上世界的な評価を得ている山陰海岸は世界自然遺産の登録候補地に選ばれ、地球規模での環境保護活動が求められています。さらに、日本を代表する著名な歌人や登山家等の作品、資料が数多く保存、収蔵され、貴重な学術文化を継承する役割を担っています。

* T・TAT 地域連携軸とは

丹後・但馬から阿波、土佐にかけて、諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって、地域の活性化、日本海から太平洋にかけての様々な交流の活発化を図る地域連携軸。T・TAT の名称は各地域のローマ字表示の頭文字をつないだもの。「21世紀の国土のグランドデザイン」(平成10年3月 国土庁)を踏まえた「近畿圏基本整備計画」(第5次)(平成12年3月)の戦略的な連携軸の一つとして位置づけされている。

広域的な位置図



(2) 新町の地域構造

新町の土地利用及び都市構造を、点、線、面の視点から、核（都市機能の点的な集積）、軸（ある一定の幅をもって都市機能が線的に束ねられた線的な集積）、ゾーン（土地利用の面的な広がり、まとまり）で設定します。

核

[中心核]（ふるさと核）

2町の役場周辺を中心核（ふるさと核）として位置づけ、地域サービスの機能の充実を図り、各地域の歴史など、特色を生かした魅力づくりを進めます。

ア．海の資源と先人文化、国民保養温泉地を生かした健康都市の創造拠点（浜坂町）

海中公園、白砂青松の海岸や海産物等の自然資源を生かした観光交流拠点、著名な先人の文化遺産を生かした歴史・文化拠点、国民保養温泉地の指定や医療関連施設等を生かした健康・保養拠点、高規格道路や鉄道による但馬の西玄関として、広域的な行政や生涯学習交流を推進する都市的拠点機能強化を図ります。

イ．海・山・温泉の魅力を融合した観光交流の推進拠点（温泉町）

高温で湯量が豊富な歴史的温泉、夢千代日記の舞台としての知名度の高さを生かした観光交流拠点、但馬牛や二十世紀梨等の特産振興拠点、但馬牧場公園や上山高原、生涯学習のむら等のふれあい交流拠点、海と山の間地点に位置する立地特性を生かした但馬内観光ネットワーク化、高度情報発信など観光連携拠点機能強化を図ります。

[地域核]

地域コミュニティのまとまりを考慮した日常生活圏を中心地域核として位置づけ、生活サービス機能の充実を図ります。

広域軸・都市軸

[山陰海岸連携交流軸]

日本海国土軸形成を担う新町の海岸地域の東西の広域軸で、山陰海岸を環境形成軸、JR山陰本線・国道178号・鳥取豊岡宮津自動車道を広域交通軸と位置づけ、隣接地域との都市的機能及び交流機能の連携交流の強化を図ります。

[山陰内陸連携交流軸]

日本海国土軸形成を担う新町の内陸地域の東西の広域軸で、国道9号を広域交通軸と位

置づけ、隣接地域との都市的機能及び交流機能の連携交流の強化を図ります。

[岸田川ふるさと核連携交流軸]

2つの中心核（ふるさと核）を結ぶ岸田川中・下流地域の都市軸で、主要地方道浜坂温泉線を交通軸と位置づけ、新町内のシンボル軸となる連携交流の強化を図ります。

ゾーン

[行政・賑わい（D I D地区）ゾーン]

浜坂中心市街地の人口集中（D I D）地区のゾーンで、新町の玄関機能、行政や商業機能等の都市的機能の整備充実を図ります。

[観光ふれあいゾーン]

湯村温泉街とその周辺の国道9号沿道を中心としたゾーンで、新町の宿泊機能を中心とした観光・交流機能の整備充実を図ります。

[海岸ゾーン]

山陰海岸の沿岸ゾーンで、海・河川・山地の自然との共生を考慮した漁業、農漁村集落、観光・海洋レクリエーション地域としての整備充実を図ります。

[森ゾーン]

岸田川中流の東西に展開する山林ゾーンで、森林等の自然との共生を考慮した農業、農村集落地域の整備充実を図ります。

[田園・高原ゾーン]

新町の南東部に展開する田園・高原ゾーンで、自然景観の保全等の自然との共生を考慮した農業、観光交流、農村集落地域の整備充実を図ります。

[高原ゾーン]

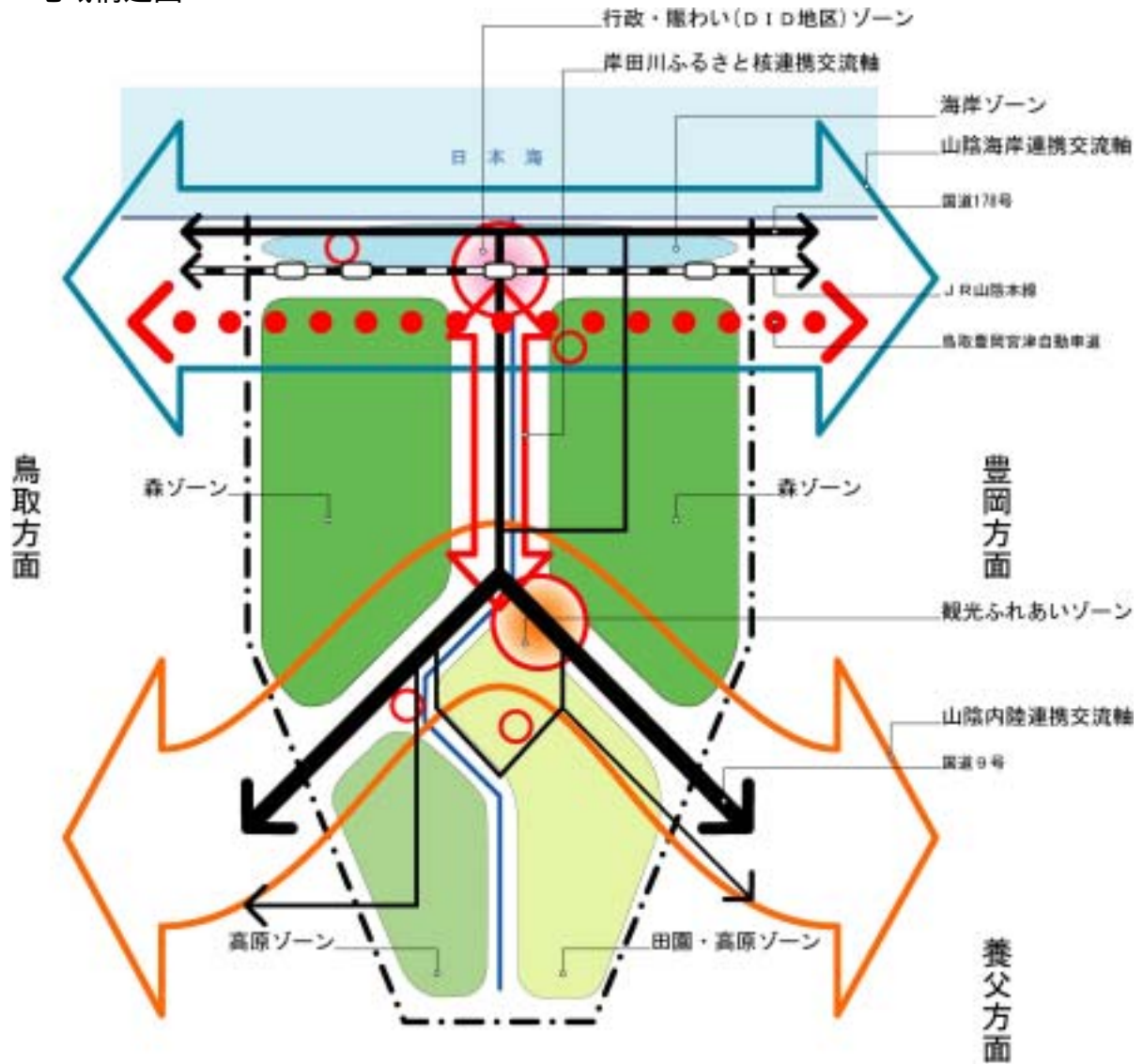
新町の南西部に展開する高原ゾーンで、自然度の高い貴重な自然との共生を考慮した参画と協働、交流についての全県的なモデル地域としての整備充実を図ります。

*** D I D地区とは**

D I Dとは、Densely Inhabited District の略。

国勢調査の集計の為に設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

地域構造図



凡 例	
○	中心核(ふるさと核)
○	地域核
■	行政・賑わい(DID地区)ゾーン
■	観光ふれあいゾーン
■	海岸ゾーン
■	森ゾーン
■	田園・高原ゾーン
■	高原ゾーン
⇄	広域軸(東西連携交流軸)
⇄	都市軸(ふるさと核連携交流軸)

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町の名称について、継続して協議する。

平成16年2月18日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町の名称は、 _____ 町 (_____ ちょう) とする。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町の名称について

1. 新町名称候補（第一次選考において選定された名称）

（1）名称の表記及びふりがな

（選定順）

表 記	ふりがな	備 考
浜坂町	はまさかちょう	
温泉町	おんせんちょう	
おんせん町	おんせんちょう	
湯の浜町	ゆのはまちょう	
湯の里町	ゆのさとちょう	

（2）名称の意味又は理由

別紙資料1のとおり

2. 新町名称の選定

（1）第二次選考

上記候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定

* 新町の名称 =

表 記	
ふりがな	

新町名称候補の名称の意味又は理由について

表 記	ふりがな	名称の意味又は理由
浜坂町	はまさかちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。 ・ 生まれ育ち、現在住んでいる町だから。 ・ 名称が美しい。 ・ JRの駅があり、県の庁舎がある。 ・ 愛着があり、誇りを持っているから残して欲しい。 ・ カニのまち浜坂の名前を存続していきたい。 ・ きれいな浜が4箇所あり印象的。 ・ 海が中心で、砂浜をイメージするから。 ・ 町名変更による経費を削減するため、一つの町名をそのまま残す。 ・ 海あり山ありの自然豊かな町だから。
温泉町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。 ・ 全国唯一の固有名称で意味があり、すぐにイメージができる。 ・ 住民にも地域特性として認知されており、外国からも認知されやすい。 ・ 2町ともに良質の天然温泉があり、全地域の名称としてふさわしい。 ・ 現在住んでいる町だから残したい。 ・ 日本人は温泉が大好きで、わかりやすく、親しみやすい。 ・ 洋名(Hot spring Town)をつけることで世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。 ・ 温泉の持つあたたかいイメージは、温もりを感じさせ、人の心を癒す。 ・ 観光振興の為に最もPRしやすい名称。 ・ 昔からある資源を大事にして、未来に伝えていきたい。
おんせん町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ やさしさ、温もりのある中に夢と希望をふくらます。 ・ 2町に温泉があり、代表する名称にふさわしく、ひらがな表現で新しい町としたい。 ・ ひらがなの方が暖かみがある。 <p>注) その他、「温泉町」と同様の意味又は理由がありました。</p>
湯の浜町	ゆのはまちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉と海をシンプルに表現し、町のイメージとして分かりやすい。 ・ 両町の名前をとって、誰にも馴染みやすい。 ・ 響きがよく、名前を聞いてほのぼのとする。 ・ 湯村温泉の温もりと浜辺の涼でふるさとをイメージ。 ・ 日本海に面した温泉の湧き出る町。 ・ 湯にまつわる地域と日本海の浜のイメージを合体したもの。 ・ 湯村温泉、浜坂温泉、浜坂漁港、海岸のイメージ。 ・ 両町の名所を合わせた。 ・ 両町の暖かく、広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用。 ・ 湯村温泉は健康の里、浜坂温泉は海の資源を活用した町だから。
湯の里町	ゆのさとちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。 ・ 両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し観光の目玉になっている。 ・ 両町ともに温泉の町で、すぐにイメージできる。 ・ 湯が湧き出ている暖かみのある町。 ・ 温泉とふるさとをイメージできる。 ・ やさしく、温もりのあるイメージを与えられる。 ・ 2町に共通する温泉(湯)を広くアピールでき、国民温泉保養地として確立できる。 ・ 山陰の暗いイメージを払拭できる。 ・ 町を紹介する場合、温泉をアピールできる。

* 名称の意味又は理由については、応募用紙等に記載された内容、趣旨等を要約して記載しています。